

令和 2 年度

# 庄内町水防計画

庄 内 町

# 目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防責任等	2
第4節 水防計画の作成及び変更	4
第5節 安全配慮	4
第2章 水防組織	5
第3章 指定河川及び水防区	6
第1節 指定河川等	6
第2節 水防区	7
第4章 水防施設	8
第1節 水防庫並びに水防資器材備蓄等	8
第5章 通信連絡	9
第1節 通信経路	9
第2節 各種連絡系統図	10
第3節 災害時優先通信の取扱	14
第4節 警察通信施設の使用	14
第6章 予報及び警報とその措置	15
第1節 気象等に関する予報及び警報	15
第2節 洪水予報	18
第3節 水防警報	19
第4節 水位情報の通知及び周知	22
第7章 浸水想定区域	24
第1節 浸水想定区域の指定	24
第8章 水防活動	25
第1節 水防体制	25
第2節 水防活動の基準	25
第3節 雨量の情報提供	25
第4節 水防活動の内容	26
第5節 巡視及び警戒	26
第6節 水防信号及び標識	26
第7節 輸送	29
第8節 水防作業	29
第9節 公用負担	29
第10節 避難	30
第11節 決壊・漏水等の通報及び災害発生時の処理	31
第12節 水防解除	31
第13節 水防記録	31
第14節 水防報告	31
第15節 水防訓練	31
第9章 協力及び応援	32
第10章 重要水防箇所	33
資料1 町内の水防庫及び備蓄資器材	36



# 第1章 総 則

## 第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定により、山形県知事から指定された指定水防管理団体たる庄内町が、同法第33条第1項の規定により、庄内町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、庄内町の地域にかかる河川の洪水を警戒、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

## 第2節 用語の定義

- (1) 庄内町水防本部長  
庄内町長
- (2) 水防管理団体  
水防の責任を有する市町村をいう。（法第2条第2項）
- (3) 指定水防管理団体  
水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）
- (4) 水防管理者  
水防管理団体である市町村の長をいう。（法第2条第3項）
- (5) 消防機関  
消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関で消防団をいう。（法第2条第4項）
- (6) 消防機関の長  
消防団長をいう。（法第2条第5項）
- (7) 水防隊  
法第5条第3項に規定する消防機関で、消防団員により構成する。
- (8) 量水標管理者  
量水標その他の水位観測施設の管理者をいう。（法第2条第6項、法第10条第3項）
- (9) 水防協力団体  
水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。（法第36条第1項）
- (10) 水防警報  
国土交通大臣又は県知事が指定した河川等について洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（法第2条第8項、法第16条）
- (11) 洪水予報
  - ① 国の機関が行う洪水予報  
気象庁長官が気象等の状況により洪水、津波又は高波のおそれがあると認められるときにその旨を注意し、又は警告するための発表、並びに国土交通大臣が最上川について洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して水位又は流量を示して

その旨を注意し、又は警告するための発表をいう。

② 県が行う洪水予報

知事が、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。（法第10条第1項・第2項、法第11条及び気象業務法第13条・第14条の2）

(12) 指定河川

国土交通大臣及び知事がそれぞれ水防警報を行う必要がある河川として指定し、公示した河川であり（法第16条）、本町に関連するのは、最上川、立谷沢川及び京田川である。

(13) 水位周知河川（水位情報周知河川）

流域面積は比較的小さく洪水予報を行う時間余裕がない河川であって、河川の水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項で規定される洪水特別警戒水位）に達したことを浸水想定区域の住民に周知することにより、水災時の被害軽減を図ることとした河川。国土交通大臣及び都道府県知事が指定する。（法第13条）

(14) 水防団待機水位（通報水位）

水防団が出動のために待機する水位。

(15) 氾濫注意水位（法第12条第2項で規定される警戒水位）

水防団の出動の目安となる水位。

(16) 避難判断水位

市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位。

(17) 氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項で規定される洪水特別警戒水位）

市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位。

(18) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(19) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(20) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位周知河川について、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。国土交通大臣及び都道府県知事が指定する。（法第14条）

### 第3節 水防責任等

水防に係る各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 庄内町の責任

管轄区域内の水防を十分に果すべき責任を有する。（法第3条）

(2) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。（法第3条の6）

(3) 気象庁長官（山形地方気象台長）の責任

気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣（東北地方整備局長）及び山形県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法第10条の1）

(4) 国土交通大臣（東北地方整備局長）の責任等

① 最上川、須川、鮭川及び赤川に洪水のおそれがあると認められるときは、山形地方気象台長と共同して、その状況を水位又は流量を示して山形県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法第10条第2項）

② 相沢川、京田川について、氾濫危険水位（法第13条で規定される洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して山形県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法第13条第1項）

③ 最上川、須川、鮭川、真室川、金山川、京田川及び赤川について、洪水より損害を生ずるおそれがあると認められたときは、水防警報を発し、山形県知事（水防本部長）に通知しなければならない。（法第16条）

④ 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動を行うことができる。（法第32条）

ア 当該災害の発生に伴い侵入した水の排除

イ 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

(5) 知事の責任

① 知事は洪水予報の通知及び水位が氾濫危険水位（法第13条で規定される洪水特別警戒水位）に達した旨の通知をうけた場合においては、直ちに関係のある水防管理者に、通知しなければならない。（法第10条第3項、法第13条第3項）

② 第3章第1節(3)に掲載する河川について、氾濫危険水位（法第13条で規定される洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法第13条第2項）

③ 国土交通大臣が指定した河川について水防警報の通知を受けたとき及び知事が指定した河川について水防警報をしたときは、水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。（法第16条）

(6) 量水標管理者（国、県）の責任

① 量水標の水位がこの計画に定める水防団待機水位（通報水位）を越えるときは、その水位の状況を、関係者に通報しなければならない。（法第12条第1項）

② 量水標の水位が氾濫注意水位（法第12条第2項で規定される警戒水位）をこえるときは、水位状況をこの計画に定めるところにより公表しなければならない。（法第12条第2項）

(7) 通信施設の優先使用

水防上緊急を要する通信のために、公衆通信施設を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設、その他の専用通信施設を使用する

ことができる。(法第27条)

(8) 一般住民の義務

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防のためやむを得ない必要があるときは、付近の住民を水防に従事させることができる。(法第24条)

#### 第4節 水防計画の作成及び変更

- (1) 町は、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。(法第33条第1項)
- (2) 町は、水防計画を変更するときは、あらかじめ町防災会議に諮らなければならない。(法第33条第2項)
- (3) 町は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を知事に届け出なければならない。(法第33条第3項)

#### 第5節 安全配慮

水防活動にあたっては、水防団員自身の安全確保に留意して実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全を確保しなければならない。

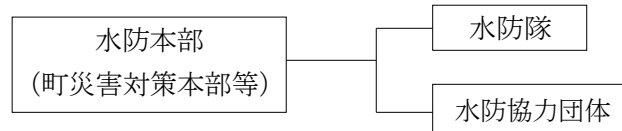
水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動は、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

## 第2章 水防組織

### (1) 水防組織

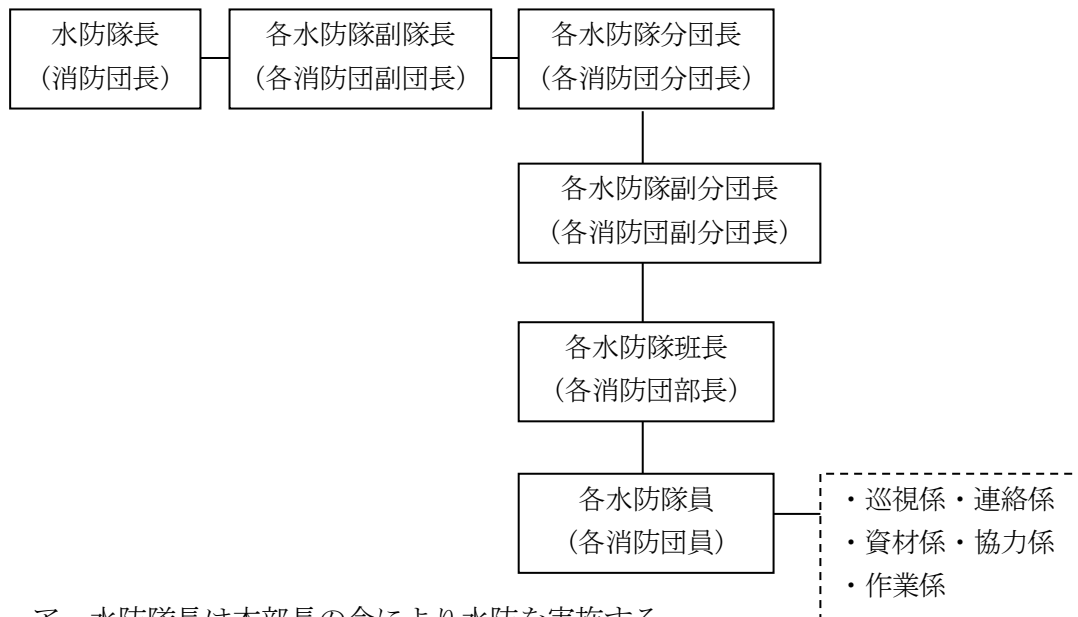
町の水防組織及び水防体制は、水防に関係のある警報・注意報等又はその他の事象により、洪水のおそれがあると認められるときから洪水の危険が解除されるまで、必要があると認める場合は、水防活動を実施し、総合調整を行なう本部体制は、庄内町地域防災計画（第3編 風水害等対策編第2款 職員の動員配備体制）に基づく体制によるものとする。



### (2) 水防隊の構成及び任務分担

#### ① 水防隊の構成

水防隊は消防団の組織をもってこれにあてる。



- ア 水防隊長は本部長の命により水防を実施する。
- イ 水防副隊長は隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その職務を代行する。
- ウ 各水防分隊長は指定された水防区の水防を担当する。

#### ② 水防隊の任務分担

- ア 河川の巡視、水位の観測並びに情報連絡に関すること。
- イ 水防区域及び危険箇所の警戒並びに情報連絡に関すること。
- ウ 地区住民への警報、情報、避難の広報等に関すること。

### (3) 水防協力団体

水防協力団体は、監視・警戒等の水防活動への協力や水防に関する情報収集や普及啓発活動等を行う。



### 第3章 指定河川及び水防区

#### 第1節 指定河川等

(1) 国土交通大臣が気象庁長官と共同して洪水予報を行う河川（法第10条第2項）

河川名	区 域		延 長
最上川 (下流)	左岸	自 戸沢村大字古口字土湯1503番3先 至 海	31,000m
	右岸	自 戸沢村大字古口字柏沢外八国有林197林班く小班地先 至 海	
立谷沢川	左岸	自 庄内町清川字上川原4番地先 至 最上川合流点	500m
	右岸	自 庄内町清川字腹巻野36番地先の20地先 至 最上川合流点	

(2) 国土交通大臣指定河川 [(水防警報河川)法第16条第1項]

河川名	区 域		延 長
最上川	左岸	自 米沢市中田町字掘立川向21番の乙地先 至 海	205,988m
	右岸	自 米沢市大字花沢字八木橋西上3616番地先 至 海	
立谷沢川	左岸	自 庄内町清川字上川原4番地先 至 最上川合流点	500m
	右岸	自 庄内町清川字腹巻野36番地の20地先 至 最上川合流点	

(3) 県知事指定河川 [(水位周知河川)法第13条第2項]

河川名	区 域		延 長
立谷沢川	左岸	自 庄内町立谷沢字瀬場 至 庄内町清川字上川原	16,600m
	右岸	自 庄内町立谷沢字瀬場 至 庄内町清川字腹巻野	
京田川	左岸	自 鶴岡市羽黒町川代字東増川山国有林鶴岡事業区43林班ろ小班地先 至 酒田市坂野辺新田下割14の3地先	33,083m
	右岸	自 鶴岡市羽黒町川代同字国有林鶴岡事業区42林班ち小班地先 至 酒田市落野目字広野7番地先	

## 第2節 水防区

気象情報、水位並びに雨量等の通報が迅速確実に連絡され、また、水防隊間の応援、指導、水防資材の調達、輸送等の活動を容易ならしめるため水防区を設ける。

番号	水防隊名	河川名	区 域
1	第12分隊 (消防団第12分団)	最上川左岸	自 戸沢村界 至 清川樋管
2	第11分隊 (消防団第11分団)	最上川左岸	自 清川樋管 至 荒鍋樋門
3	第10分隊 (消防団第10分団)	最上川左岸	自 荒鍋樋門 至 二段割樋門
4	第7分隊 (消防団第7分団)	最上川左岸	自 二段割樋門 至 沢新田樋門
5	第3・5分隊 (消防団第3・5分団)	最上川左岸	自 沢新田樋門 至 庄内橋
6	第1・6分隊 (消防団第1・6分団)	最上川左岸	自 庄内橋 至 酒田市界
7	第9分隊 (消防団第9分団)	京田川右岸	自 鶴岡市藤島界 至 京田橋
8	第8分隊 (消防団第8分団)	京田川右岸	自 京田橋 至 西袋橋
9	第4分隊 (消防団第4分団)	京田川右岸	自 西袋橋 至 生田排水路西方
10	第2分隊 (消防団第2分団)	京田川	自 生田排水路西方 至 酒田市界
11	第10分隊 (消防団第10分団)	宇津野沢川左右岸	自 宇津野沢橋下流 至 京田川合流点
12	第13分隊 (消防団第13分団)	立谷沢左右岸	自 玉川合流点 至 板敷橋
13	第13分隊 (消防団第13分団)	立谷沢左岸	自 板敷橋 至 中島橋
14	第12分隊 (消防団第12分団)	立谷沢右岸	自 板敷橋 至 最上川合流点
15	第12分隊 (消防団第12分団)	立谷沢左岸	自 中島橋 至 最上川合流点
16	第13分隊 (消防団第13分団)	山造川左右岸	自 須部野沢合流点 至 立谷沢川合流点

## 第4章 水 防 施 設

### 第1節 水防庫並びに水防資器材備蓄等

#### (1) 水防庫

水防活動に必要な資材等を常時備蓄するため、次のとおり水防庫を設置する。

No	設置場所	対象河川	坪数	設置年度
1	カートソレイユ最上川事務所1F (庄内町連枝字新割3)	最上川	4	H 8
2	庄内町コミュニティ防災センター1F (庄内町狩川字楯下97-1)	〃	100	S 57
3	荒宿消防班消防ポンプ車庫後ろ (庄内町清川字花崎46-2)	〃	4	H 8

なお、各水防庫における備蓄資器材は、資料1のとおりである。

#### (2) 水防庫の備蓄基準

水防庫には20～30m程度の河川堤防、または護岸根固の被害が同時に2箇所あった場合にこれに対処するに要するものとし、その標準は次の通りである。

品 名	形状寸法	呼称	数量	備 考
(器具)				
ペンチ等		丁	5	ペンチ、鉄線ハサミ類 掛矢、鞆胴突類
鎌		〃	5	
のこぎり		〃	5	
なた又は斧		〃	5	
掛矢等		〃	8	
スコップ		〃	30	
ツルハシ		〃	5	
縫 針		〃	5	
小 車		台	5	
(資材)				
フルコン又は麻袋等		袋	1,000	
むしろ又はシート	大	枚	50	
縄		kg	40	
杉丸太	長3.6m 末口9cm	本	10	
木 杭	長1.8m 末口6cm	〃	100	
竹	長3.5m 目通り6cm	〃	20	
鉄 線	10#又は8#	〃	80	
鉄 杭	長1.2m φ16mm	〃	200	
塩ビ管	長4m φ10～15cm	〃	5	

## 第5章 通信連絡

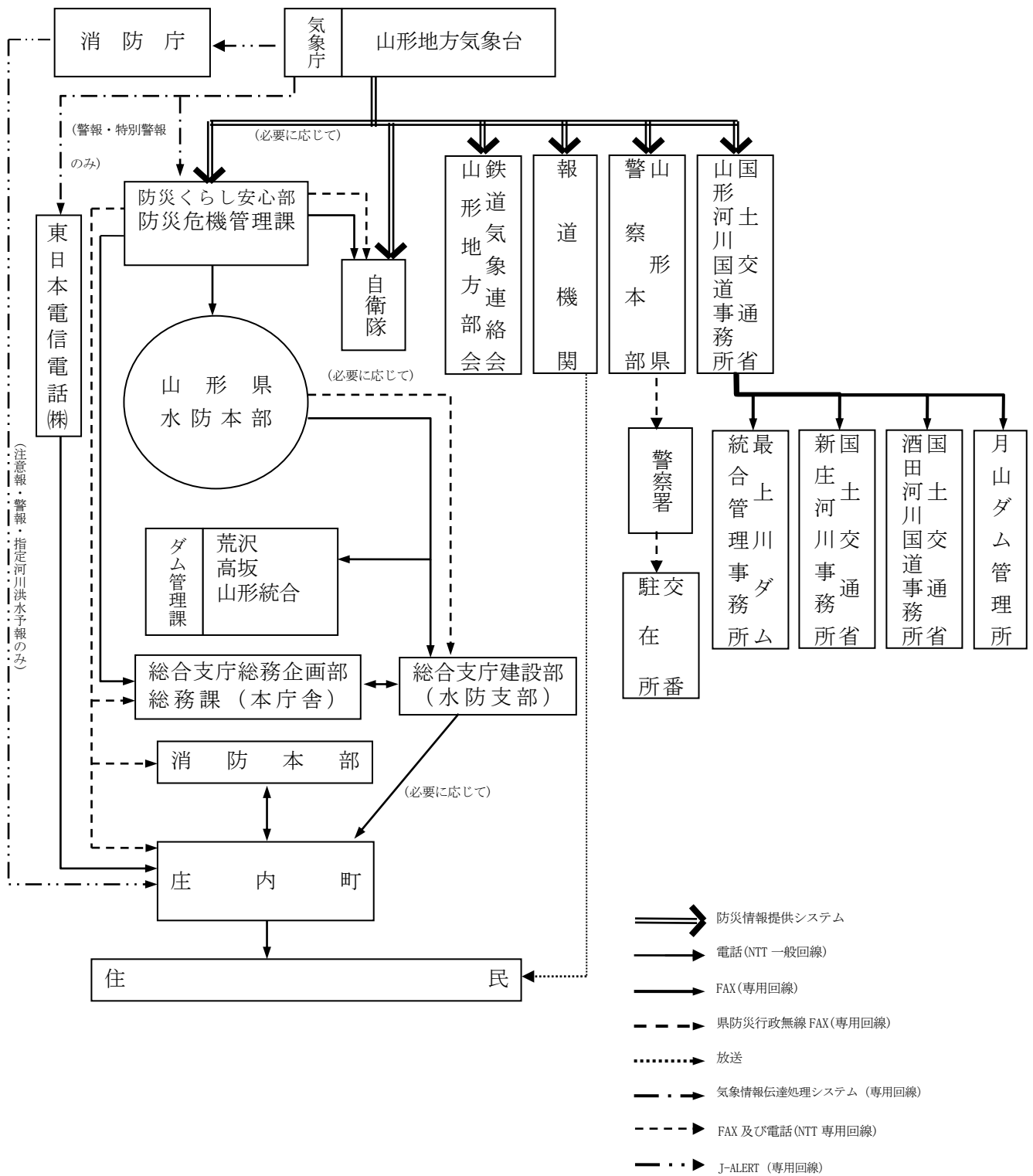
### 第1節 通信経路

- (1) 水防上緊急を要する通信については、町防災行政無線、県防災行政無線、並びに公衆電気通信施設の優先使用を原則とし、概ね次表によるほか、非常の場合、警察通信施設、気象通信施設、国土交通省事務所通信施設、鉄道通信施設、東北電力株式会社通信施設、その他の専用通信施設の使用及びラジオ、テレビによる連絡方法も考慮しておくものとする。
- 近距離連絡確保のため水防通信発着点、資材等備蓄場、水防作業現場等には必ず伝令用自動車等を配置しておくものとする。

区 間	第1通信手段	第2通信手段	第3通信手段
(県水防本部) ↓ (県警察本部)	庁内電話	公衆或は加入電話	伝 令
(県水防本部) ↓ (山形河川国道事務所)	専用電話	〃	〃
山形地方气象台	県防災行政無線	〃	〃
(県水防本部) ↓ (水防支部)	県防災行政無線 (ファックス・電話)	公衆或は加入電話 非常電話	警察電話
(水防支部) ↓ (庄内町水防本部)	〃	公衆或は加入電話	伝 令
(庄内町水防本部) ↓↑ (水防各班相互)	庁内電話	町防災行政無線 公衆或は加入電話	〃

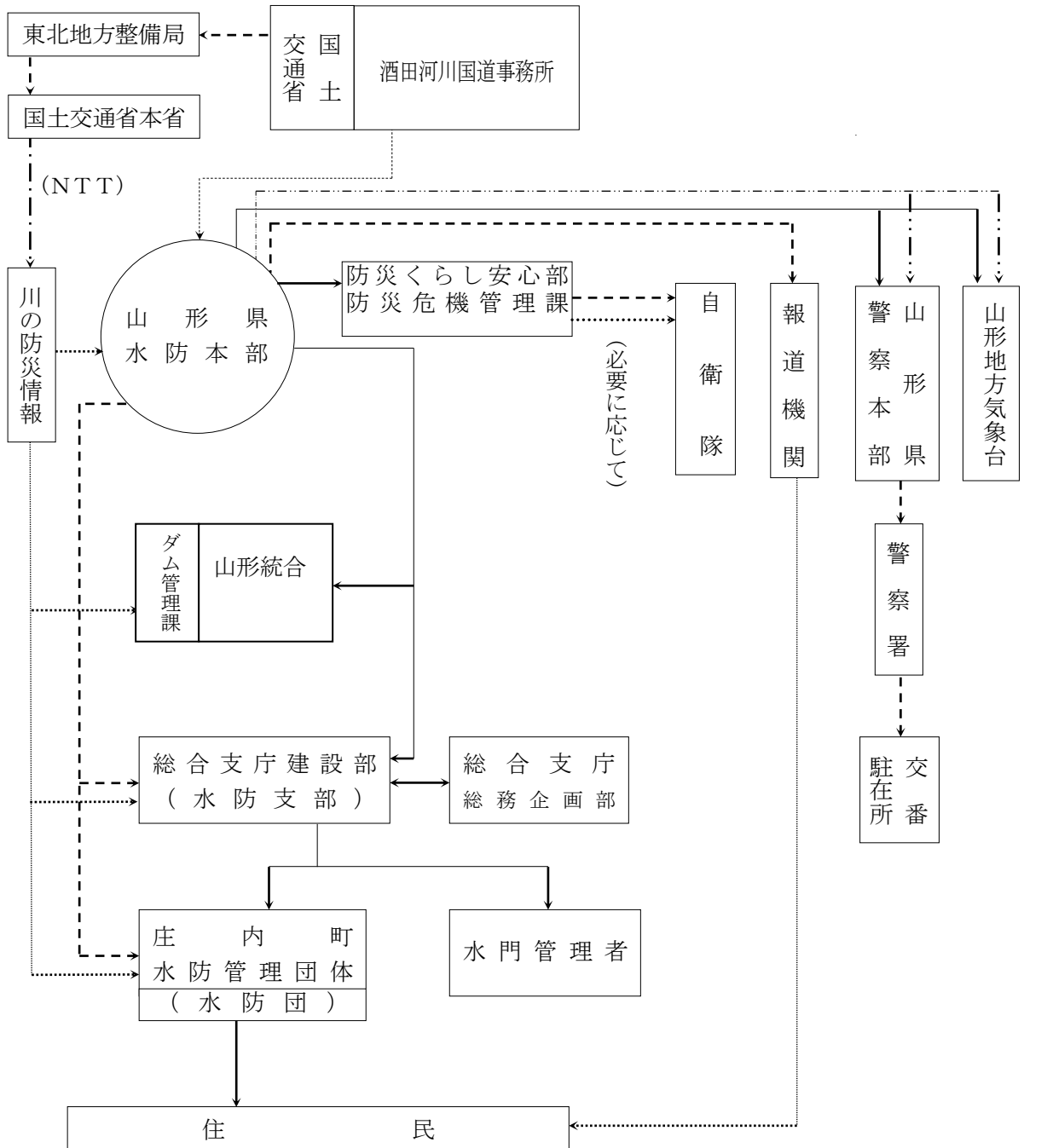
## 第2節 各種連絡系統図

(1) 水防に関する気象情報連絡系統図 z z



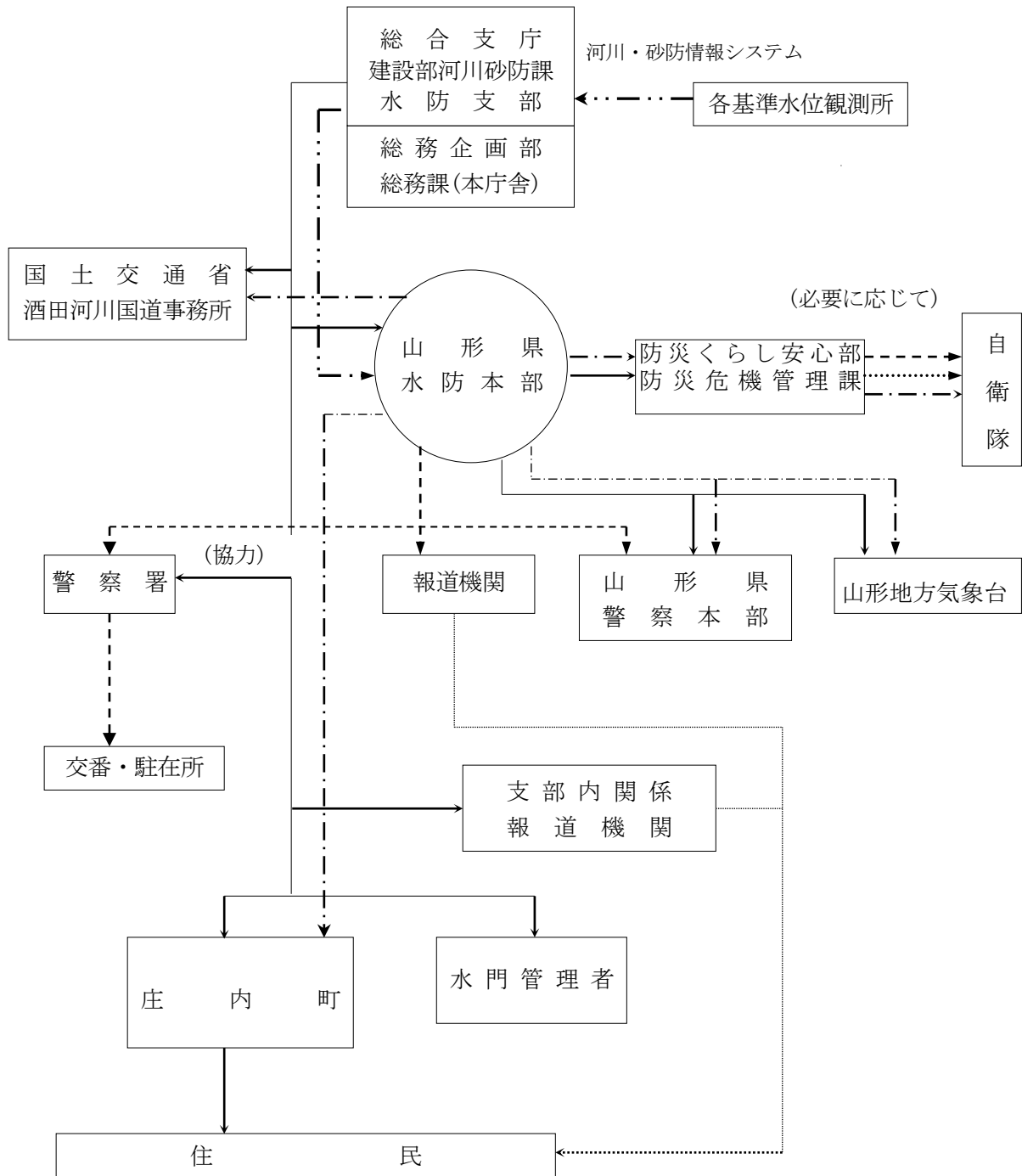


(3) 最上川水防警報連絡系統図（国土交通省管理区間）



- ▶ 国土交通省マイク/FAX及び電話(専用回線)
- ▶ FAX・電話(NTT一般回線)、電子メール
- ▶ 県防災行政無線FAX(専用回線)
- .....▶ 放送類
- .-.-.-▶ 気象情報伝送処理システム(専用回線)
- .-.-.-▶ FAX(NTT一般回線)
- ▶ FAX・電話(NTT専用回線)
- .....▶ 県防災行政無線電話(専用回線)

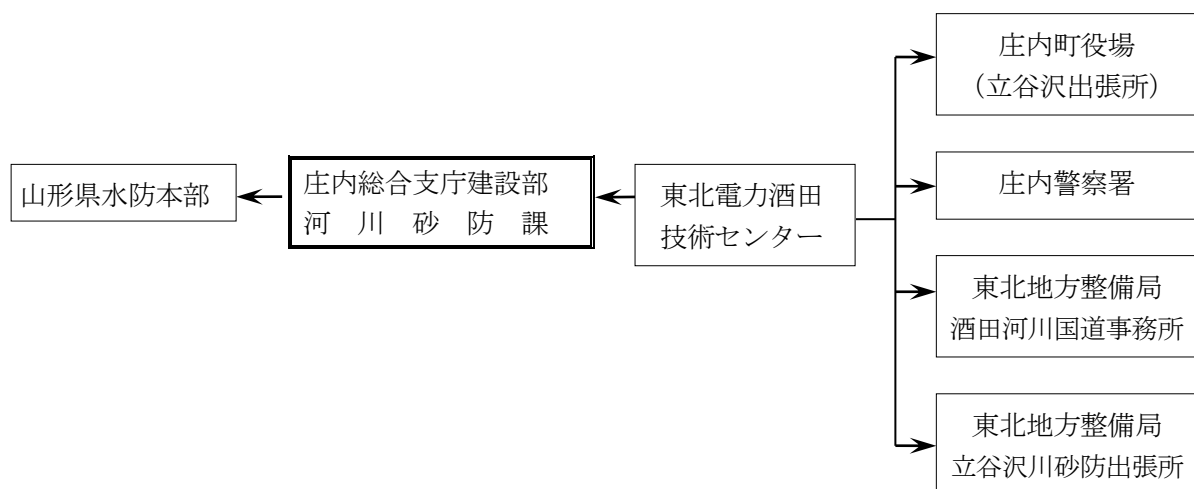
(4) 山形県氾濫警戒情報等〔避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）到達情報等〕連絡系統図（対象河川については、第3章第1節(3)を参照）



- ▶ FAX・電話（NTT一般回線）、電子メール
- ▶ 県防災行政無線FAX(専用回線)
- .....▶ 放送類
- . . . ▶ 河川・砂防情報システム：防災情報システム経由（専用回線）
- . . . ▶ 河川・砂防情報システム（専用回線）
- ▶ FAX・電話(NTT専用回線)
- .....▶ 県防災行政無線電話（専用回線）

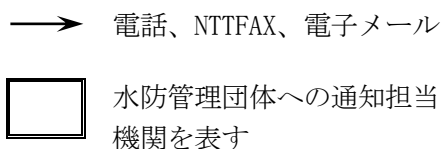


(5) 立谷沢第一ダム放流による連絡系統図



(注) 放流による通知の原則

ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、必要と認めるところに通知を行う。



第3節 災害時優先通信の取扱

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約90%以上の規制が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第27条第2項及び電気通信事業法に基づき災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者への事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかわかるようにしておく

第4節 警察通信施設の使用

(1) 管内警察通信施設の所在地

庄内総合支庁、酒田・鶴岡・庄内警察署

(2) 警察通信施設の使用

水防上非常の場合で、公衆或いは加入電話或いは町防災行政無線、県防災行政無線及び非常電話の使用が不通となったときは、法第27条の定めにより警察通信施設を使用する。

① 警察施設の使用施設

- ア 使用の範囲は水防による緊急非常のときで、他の適当な連絡方法がないとき。
- イ 使用の方法は原則として通信内容を示し、警察官に通信を依頼する。ただし、質疑を伴うような困難な通信は自ら通信すること。
- ウ 駐在所等で警察官不在の時に警察電話を使用するときは家族の者に使用の趣旨を申し出て、自ら通信すること。
- エ 警察無線の使用については、県警察本部並びに移動局、基地局所在警察署長にその都度申し出ること。

## 第6章 予報及び警報とその措置

### 第1節 気象等に関する予報及び警報

山形気象台長は、法第10条及び気象業務法第15条の規定に基づき、山形県内の水防上必要な予報及び警報を山形県知事（防災くらし安心部防災危機管理課）に通知する。

#### (1) 注意報、警報及び特別警報の種類とその発表基準

山形地方気象台は気象現象及び津波によって災害が起こるおそれがあるときに「注意報」を、重大な災害が起こるおそれがあるときに「警報」、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」を発表する。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する水防活動上必要な注意報、警報の種類と発表基準並びに注意警戒を喚起するために発表する気象情報の種類は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発 表 基 準				
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の基準に達すると予想される場合。				
		市町村等をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
		庄内南部	庄内町	8以上	87以上	
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の基準に達すると予想される場合。				
		市町村等をまとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
		庄内南部	庄内町	京田川流域13.6以上	京田川流域 (5, 13.6)	最上川下流 [白ヶ沢・下瀬]
—	融雪注意報	融雪によって浸水等の災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。				
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の基準に達すると予想される場合。				
		市町村等をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
		庄内南部	庄内町	11以上	111以上	
水防活動用 洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の基準に達すると予想される場合。				
		市町村等をまとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
		庄内南部	庄内町	京田川流域17		最上川下流 [白ヶ沢・下瀬]

水防活動用 気象警報	大雨特別 警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。
気象情報	<p>台風の影響及び大雨等が予想される場合には、気象の状況や今後の予想の解説を行い、注意・警戒を喚起するために発表する気象情報の種類は以下のとおり。</p> <p>○予告的情報 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが、警報等を未だ行うに至らない場合などに警報等に先立ち、24時間程度先から一週間先まで予想される現象について注意を喚起する場合</p> <p>○補足的情報 顕著な現象が切迫している場合もしくは発現して警報等を行っている場合などに、警報等を補足するために防災上の注意点や現象の推移等を解説する場合</p>	
記録的短 時間大雨 情報	<p>大雨警報が発表されている状況において、数年に一度程度しか起こらないような短時間の大雨を観測もしくは解析した場合に発表される。</p> <p>山形県の発表基準：1時間雨量が100mm以上</p>	
土砂災害 警戒情報	<p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難勧告の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、山形県と山形地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は「土砂災害に関するメッシュ情報※」で確認することができ、避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>※山形県が提供する「土砂災害危険度情報」、気象庁が提供する「大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）」をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」という。</p>	
早期注意 情報（警 報級の可 能性）	<p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山・置賜・庄内・最上など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山形県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>	
大雨警報 （土砂災 害）の危 険度分布 （土砂災 害警戒判 定メッシ ュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>	
大雨警報 （浸水 害）の危 険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>	

洪水警報 の危険度 分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
--------------------	--

(注1) 注意報、警報及び特別警報の発表は、災害の発生状況、気象条件等を考慮して行うことがあり、必ずしもこの基準によらない場合がある。

(注2) 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報及び警報の基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

#### <参考>

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。

降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水が溜まりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中にしみ込みにくく地表面に溜まりやすいという特徴がある。表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。

大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km四方の領域ごとに算出する。

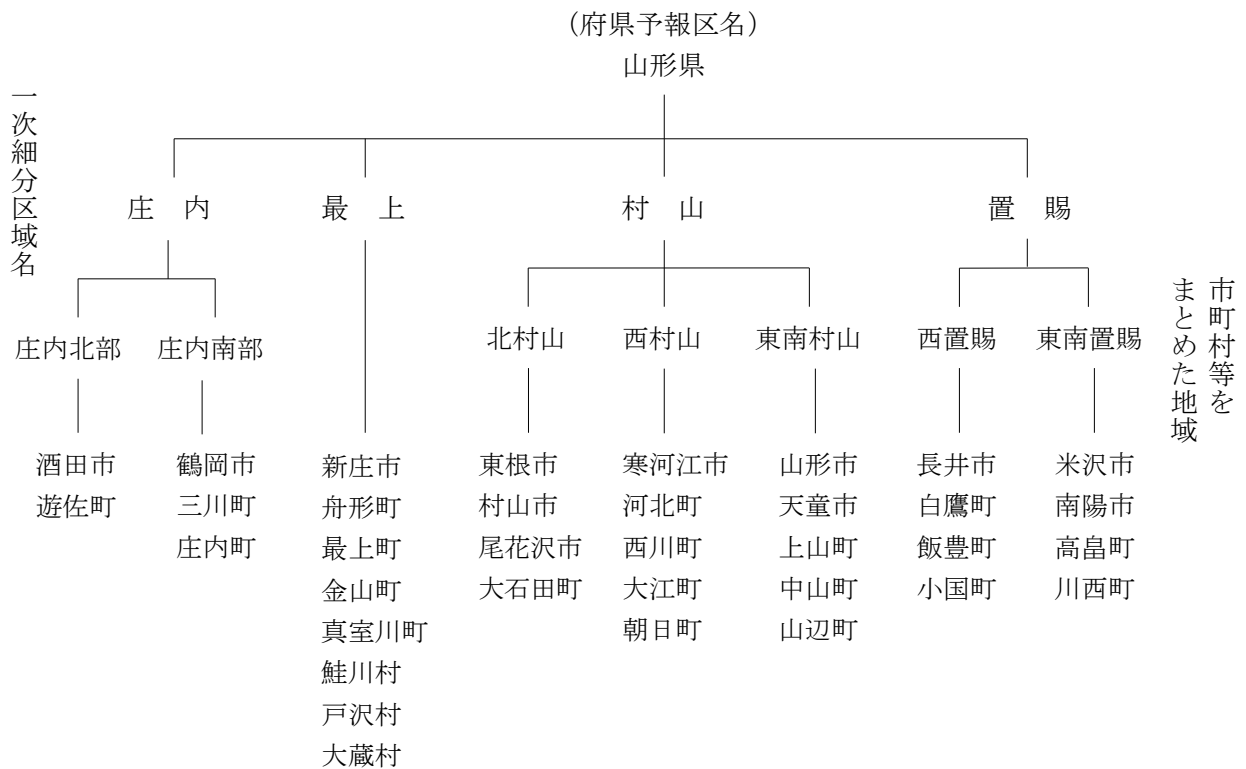
流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。

河川流域を1 km 四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したもの。

#### (2) 天気予報や気象警報・注意報の発表区域

天気予報は、各都道府県をいくつかに分けた一次細分区域単位で発表する。また、警報や注意報は、二次細分区域単位で発表する。下表に山形県の発表区域を示す。

（一次細分区域とは、府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割している。二次細分区域とは、気象警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とする。市町村等をまとめた地域とは、二次細分区域ごとに発表する気象警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。）



○一次細分区域内の地域気象・雨量観測所

- ① 庄内 … 酒田、飛島、鶴岡、狩川、鼠ヶ関、酒田大沢、櫛引、荒沢、浜中
- ② 最上 … 新庄、差首鍋、金山、向町、肘折、瀬見
- ③ 村山 … 山形、村山、大井沢、左沢、尾花沢、東根、上山中山
- ④ 置賜 … 米沢、長井、高畠、小国、高峰、中津川

※ 本町観測所

観測所名	観測の種類	観測の種目	所在地	緯 度	経 度	標高 (m)	流域	観測開始 年 月 日
狩 川	地域気象	4要素・積雪	庄内町狩川字矢倉	38° 48.0′	139° 58.4′	17	最上川	S51.12.1

## 第2節 洪水予報

国土交通大臣及び山形県知事が指定した河川及び区域は、第3章第1節のとおりであるが、この河川については国土交通省酒田河川国道事務所及び山形県庄内総合支庁と気象庁山形地方気象台が共同して洪水予報を発表する。(法第10条)

洪水予報の種類には、洪水注意報、洪水警報があり、発表する際の表題には、氾濫注意情報(洪水注意報)、氾濫警戒情報(洪水警報)、氾濫危険情報(洪水警報)、氾濫発生情報(洪水警報)がある。

県水防本(支)部は、この洪水予報を受けたときは、直ちに水防体制に入るとともに第5章第2節の通信連絡システムによって関係機関に伝達するものとする。

(1) 洪水予報の種類、情報名、発表基準

洪水予報の種類	情報名	発表基準
洪水注意報 (発表) 又は 洪水注意報	氾濫注意情報 [警戒レベル2相当]	次表の予報基準地点の水位が、 ・ 氾濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が続いたとき。 ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。

洪水警報 (発表) 又は 洪水警報	氾濫警戒情報 [警戒レベル3相当]	次表の予報基準地点の水位が、 ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
	氾濫危険情報 [警戒レベル4相当]	次表の予報基準地点の水位が、 ・ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき。 ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。
	氾濫発生情報 [警戒レベル5相当]	予報区間において ・ 氾濫が発生したとき。 ・ 氾濫が継続しているとき。
洪水注意報 (警報解除)	氾濫注意情報 (警戒情報解除)	次表の予報基準地点の水位が、 ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達し場合を除く）
洪水注意報解除	氾濫注意情報解除	次表の予報基準地点の水位が、 ・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。

#### 予報基準地点となる水位観測所

所管 事務所名	洪水予 報名	観測所名	水防団待機 水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)
酒田河川 国道事務所	最上川 下流	白ヶ沢	13.00m	14.00m	16.20m	16.50m
		下瀬	1.40m	2.20m	2.80m	3.00m
	立谷沢 川	白ヶ沢	13.00m	14.00m	16.20m	16.50m

#### (2) 河川名・指定区域及び担当水防管理団体

水系	河川	実施区域	担当水防 管理団体
最上川	最上川下流	左岸：戸沢村大字古口字土湯1503番3地先から河口まで 右岸：戸沢村大字古口字柏沢外八国有林197林班く小班地先から河口まで	庄内町 酒田市
	立谷沢川	左岸：庄内町清川字上川原4番地先から最上川合流点まで 右岸：庄内町清川字腹巻野36番地の20地先から最上川合流点まで	庄内町

### 第3節 水防警報

#### (1) 国土交通大臣の発する水防警報（法第16条）

① 水防警報を対象とする河川の水位観測所

所轄事業所名	河川名	観測所名	観測市町村名	観測場所	河口又は合流点からの距離(km)	水防団待機水位(指定水位)(m)	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	避難判断水位(特別警戒水位)(m)	氾濫危険水位(危険水位)(m)
国道酒田河川事務所	最上川	白ヶ沢	酒田市	酒田市白ヶ沢	21.0	13.00	14.00	16.20	16.50
		下瀬	〃	酒田市下瀬	2.1	1.40	2.20	2.80	3.00
	立谷沢川	白ヶ沢	〃	酒田市白ヶ沢	21.0	13.00	14.00	16.20	16.50
	京田川	広田	〃	酒田市坂野辺新田	4.2	2.00	2.70	4.40	4.71

② 水防警報発表者

河川名	発表機関	責任者	官職
最上川下流 (支川 立谷沢川含む)	酒田河川国道事務所	事務所長	国土交通技官

③ 警報の種類・内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	水防団の足留を行う。	雨量・水位・流量・その他の河川状況等により必要と認められるとき。
準備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出動等に対するもの。	水位が水防団待機水位（指定水位）に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められるとき。
出動	水防団員の出動を通知するもの。	水位・流量・その他の河川状況等により氾濫注意水位（警戒水位）を越え又は越えるおそれがあり、なお増水が予想される時。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業の必要がなくなったとき。
情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況より特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適 宜

但し、河川の状況により必要がないと認められる場合は、「待機」は行わないことができる。

④ 各対象量水標の水防警報の範囲

所轄事業所名	河川名	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	情 報	その他特に必要な事項
酒田河川国道事務所	最上川	白ヶ沢	上流の降雨・水位状況により、待機の必要があると認められるとき。	水防団待機水位（13.00m）に達し、氾濫注意水位（14.00m）を上回ると予想され、準備の必要があると認められるとき。	氾濫注意水位（14.00m）を越え又は越える恐れがあり、なお上昇の見込みがあり、出動の必要があると認められるとき。	氾濫注意水位を下回り再び増水の恐れがないと思われるとき。	水防活動に必要であると認められるとき。	
		下瀬	〃	〃 (1.40m) 〃 (2.20m)	〃 (2.20m)	〃	〃	
	京田川	広田	〃	〃 (2.00m) 〃 (2.70m)	〃 (2.70m)	〃	〃	

⑤ 水防警報通報担当者及び受報者

河川名	水位観測所名	通報担当者	受報担当者	受報水防管理団体	連絡方法	摘要
最上川下流	白ヶ沢下瀬	酒田河川国道事務所調査第一課長	山形県県土整備部河川課長	酒田市、庄内町	(無線)電話	河川課電話番号 023-630-2611～2620
京田川	広田	〃	〃	酒田市	〃	〃



⑥ 水防警報河川及びその区域

河川名	水位観測所名	水防管理団体及び区域			概要
		水防管理団体	区 域	距離	
最上川中流	古 口	戸沢村、庄内町、酒田市	左右岸：鮭川合流点から立谷沢川合流点まで	左岸18.5km 右岸18.6km	
最上川下流	白ヶ沢	酒田市、庄内町	左岸：立谷沢川合流点からJR東日本最上川第2橋梁まで 右岸：清川橋からJR東日本最上川第2橋梁まで	左岸 16.7km 右岸	
	下 瀬	酒田市、庄内町	左岸：JR東日本最上川第2橋梁から河口まで 右岸：JR東日本最上川第2橋梁から河口まで	左岸 11.2km 右岸	
立谷沢川	白ヶ沢	庄内町	左右岸：最上川合流点から北楯堰橋まで	左岸 0.5km 右岸	

⑦ 発表形式

河川名	警報	発表番号	種別	発表日時分	発表機関
最上川下流 (支川 立谷沢川含む)	水防警報	第 号	待機	年 月 日 時 分	酒田河川国道事務所
		第 号	準備	〃	〃
		第 号	出動	〃	〃
		第 号	解除	〃	〃
		第 号	情報	〃	〃

第4節 水位情報の通知及び周知

(1) 国土交通大臣が行う水位情報の通知及び周知（法第13条）

① 水位情報の通知及び周知を行う河川（水位周知河川）の水位観測所

所轄事務所名	河川名	水位観測所名	観測市町村	観測場所	合流点からの距離(km)	水防団待機水位(指定水位)(m)	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	避難判断水位(特別警戒水位)(m)	氾濫危険水位(危険水位)(m)
酒田河川国道事務所	京田川	広田	酒田市	酒田市坂野辺新田	4.20	2.00	2.70	4.40	4.71

② 通報担当者及び受報者

河川名	水位観測所名	通報担当者	受報担当者	周知市町村	連絡方法	概要
京田川	広田	酒田河川国道事務所調査第一課長	山形県県土整備部河川課長	酒田市	無線電話 又はNTT	河川課電話番号 023-630-2618

③ 氾濫危険水位（法第13条第1項で規定される特別警戒水位）設定河川及びその区域

河川名	水位観測所名	周知市町村及び区域			概要
		周知市町村	区 域	距離	
京田川	広田	酒田市	左右岸：酒田市坂野辺新田及び落野目地区から最上川合流点まで	左右岸4.2km	

(2) 知事が行う水位情報の通知及び周知（法第13条）

① 水位情報の通知及び周知を行う河川（水位周知河川）の水位観測所

総合支庁	課名	河川名	水位観測所名	所在市町村	観測場所	河口又は合流点からの距離(km)	水防団待機水位(指定水位)(m)	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	避難判断水位(特別警戒水位)(m)	氾濫危険水位(危険水位)(m)
藤島川	藤島	鶴岡市	鶴岡市藤島	9.5	3.20	3.30	3.50	4.20		
京田川	三和	鶴岡市	鶴岡市三和	20.2	2.60	2.70	2.80	3.30		
	三川落合	三川町	三川町落合	11.6	3.60	4.20	4.30	4.60		
	十五軒	酒田市	酒田市広野	7.2	4.00	4.60	5.10	5.30		

② 通報担当者及び受報者

河川名	観測所名	通報担当者	受報担当者	周知市町村	連絡方法	摘要
立谷沢川	木の沢	庄内総合支庁建設部長	山形県県土整備部河川課長	庄内町	県防災行政無線、FAX又は電話	
藤島川	藤島	〃	〃	鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町	〃	
京田川	三和	〃	〃	鶴岡市、庄内町	〃	
	三川落合	〃	〃	鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町	〃	
	十五軒	〃	〃	酒田市、庄内町	〃	

③ 氾濫危険水位(水防法第13条第2項で規定される特別警戒水位)設定河川及び水位局の受持ち区間

河川名	水位観測所名	周知市町村及び区域			距離	摘要
		周知市町村	区域			
立谷沢川	木の沢	庄内町	左岸：庄内町立谷沢字瀬場から庄内町清川字上川原まで 右岸：庄内町立谷沢字瀬場から庄内町腹巻野まで	左岸 16.6km 右岸		
藤島川	藤島	鶴岡市 酒田市 庄内町 三川町	左岸：鶴岡市羽黒町川代字西増川山地先から京田川合流点まで 右岸：鶴岡市羽黒町川代字西増川山地先から京田川合流点まで	左岸 32.5km 右岸		
京田川	三和	鶴岡市 庄内町	左岸：鶴岡市羽黒町川代字東増川山国有林鶴岡事業区43林班ろ小班地先から鶴岡市長沼字三屋52の3番地先まで 右岸：同市羽黒町川代同字国有林鶴岡事業区42林班ろ小班地先から鶴岡市長沼字三屋52の3番地先まで	左岸 20.9km 右岸		

河川名	水位観測所名	周知市町村及び区域			概要
		周知市町村	区 域	距離	
京田川	三川落合	鶴岡市 酒田市 庄内町 三川町	左岸：鶴岡市長沼字三屋52の3番地先から藤島川合流点まで 右岸：鶴岡市長沼字三屋52の3番地先から藤島川合流点まで	左岸 5.6km 右岸	
京田川	十五軒	酒田市 庄内町	左岸：藤島川合流点から酒田市坂野辺新田字下割14の3地先まで 右岸：藤島川合流点から同市落野目字広野7番地先まで	左岸 6.6km 右岸	

## 第7章 浸水想定区域

### 第1節 浸水想定区域の指定

#### (1) 国土交通大臣が指定した洪水浸水想定区域

所轄事務所名	河川名	氾濫により浸水が及ぶと想定される市町村	洪水浸水想定区域	
			指定月日	指定番号
酒田河川 国道事務所	最上川下流	鶴岡市、酒田市、庄内町、 三川町、戸沢村	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	立谷沢川	庄内町	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号

#### (2) 山形県知事が指定した洪水浸水想定区域

総合支庁	河川名	氾濫により浸水が及ぶと想定される市町村	洪水浸水想定区域	
			指定月日	指定番号
庄内総合支庁	立谷沢川	庄内町	H30. 4. 27	県告示第379号
	京田川	鶴岡市、酒田市、庄内町	H30. 4. 27	県告示第379号

## 第8章 水防活動

### 第1節 水防体制

次の水防に関する気象等の情報を受けたときは、第2章により水防体制に入るものとする。

- (1) 気象に関する注意報が発令され、水防管理者が必要と認めたとき。
- (2) 洪水予報又は水防警報発令の通知を受けたとき。
- (3) その他水防管理者が特に必要と認めたとき。

### 第2節 水防活動の基準

水防管理者は次の段階に従って水防団等に出動を促し、水防活動に万全を期すものとする。

- (1) 常に管下河川を巡視すること。
- (2) 気象等に関する注意報、警報が発令された場合は、関係機関との連絡を密にすると共に、水位、流量等の諸情報を集めて出動に備えること。
- (3) 洪水予報が発せられた場合は、水防支部と密接な連絡を保持し、併せて団員等の居所を明確にする等、出動の準備を整えておくこと。
- (4) 水防警報が発令されたとき又は氾濫注意水位（法第12条第2項で規定される警戒水位）に達するおそれがあるときは出動準備を連絡し、団員の待機をもとめるとともに一般に周知せしめること。

また、水位が氾濫注意水位（法第12条第2項で規定される警戒水位）に達したときは、山形県水防信号規則（以下「県規則」という。）第1号により地域住民に周知する。（第一信号）

なお、自身による堤防の漏水、沈下等の危険を認めるときも同様とする。

- (5) 氾濫注意水位（法第12条第2項で規定される警戒水位）を超え、なお増水のおそれがあるときは、水防管理者は状況をよく判断の上、出動し水防作業を開始すること。（第二信号）
- (6) 水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（法第24条、第三信号）
- (7) 緊急の必要がある場合は、他の水防管理団体、消防機関の出動を要請し又は警察署の協力を要請することができる。（法第22条および23条）
- (8) 陸上自衛隊の出動を求める場合は、水防支部を経由して水防本部にその旨連絡する。
- (9) 洪水の氾濫により著しい危険が切迫しているとき認められるときは、警察署長に通知のうえ、避難のための立退を指示しなければならない。
- (10) 堤防決壊等の場合は出来る限り被害の拡大を防止するよう努力すると共に所轄水防支部、警察署、その他の関係機関に通報しなければならない。
- (11) 水位が氾濫注意水位（法第12条第2項で規定される警戒水位）を下回り危険が去ったと認められるときは水防管理者は、水防団又は他の協力者の出動を解除する。
- (12) 水防管理者は随時水防活動に関する諸報告を行うとともに水防活動終了後、水防活動実施報告、災害報告等を水防支部を経由して水防本部に提出しなければならない。（法第47条第2項）

### 第3節 雨量の情報提供

気象予報、雨量、河川の水位については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

- (1) 気象情報  
気象庁 <https://www.jma.go.jp/>
- (2) 雨量・河川水位  
国土交通省 川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>  
【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>
- (3) 山形県河川・砂防情報 <http://www.kasen.pref.yamagata.jp/>  
【携帯版】 <http://www.kasen.pref.yamagata.jp./mobile/>

#### 第4節 水防活動の内容

- (1) 気象等に関する予警報の受理、判断、連絡
- (2) 雨量、水位、流量、記録の収集
- (3) 水防報告の取りまとめ
- (4) 被害報告の取りまとめ
- (5) 水防活動の現地応援
- (6) 水防資材の調達、輸送

#### 第5節 巡視及び警戒

- (1) 巡視  
水防管理又は消防機関の長は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。（法第9条）
- (2) 非常警戒  
水防管理者は水防警報が発令された場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び重要水防箇所を重点的に巡視し、特に次の状態に注意し、以上を発見した場合は直ちに水防支部に連絡するとともに水防作業を開始する。
  - ① 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
  - ② 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
  - ③ 天端の亀裂又は沈下
  - ④ 堤防の越水状況
  - ⑤ 樋門の両袖又は低部からの漏水と扉の締め具合
  - ⑥ 橋梁その他の構造物との取付部分の異常なお、地震による堤防の漏水・沈下等の危険を認める場合は、上記に準じて対応するものとする。

#### 第6節 水防信号及び標識（法第20条）

- (1) 水防信号  
法第20条第1項の規定により水防信号は次のように区分する。（昭24.9 県規則第80号）
  - ① 第1信号 警戒水位に達したことを知らせるもの
  - ② 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの
  - ③ 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
  - ④ 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるものなお、地震による堤防の漏水、沈下等の危険を認める場合は、上記に準じて水防信号を発する。

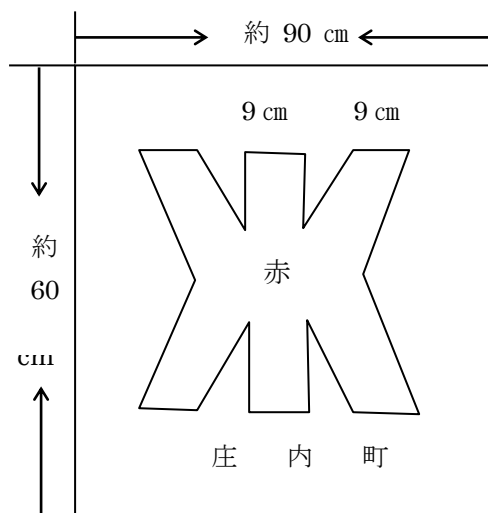
前記の信号を次の方法によって発信する。

	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	休止 休止 ○(約5秒) ○(約5秒) ○(約5秒) 15秒 15秒
第2信号	○-○-○ ○-○-○	休止 休止 ○(約5秒) ○(約5秒) ○(約5秒) 6秒 6秒
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	休止 休止 ○(約10秒) ○(約10秒) ○(約10秒) 5秒 5秒
第4信号	乱 打	○(1分) (5秒) ○(1分)
備 考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。	

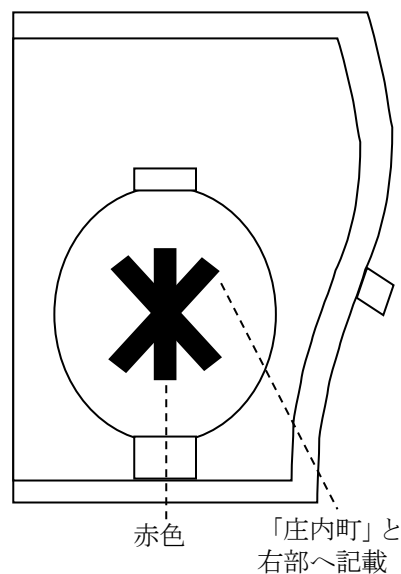
(2) 各優先通行標識

法第18条に規定により車両の標識を次の通りとする。 (昭和24.9.5 県告示386号)

標 旗



標 燈



(3) 身分証明

法第49条の規定により、必要な土地に立入る場合は立入検査証を携帯し、関係人の請求があればこれを掲示しなければならない。

備 考

本証を携帯するものは次の規則を遵守しなければならない。

- ① 本証は、法第49条第2項による土地立入証である。
- ② 記名以外の使用を禁じる。
- ③ 本証の身分を失ったときは速やかに本証を返還すること。
- ④ 本証記載事項に異動があったときは速やかに訂正を受けること。
- ⑤ 本証の有効期限は交付の日から1ヶ年とする。

表 面

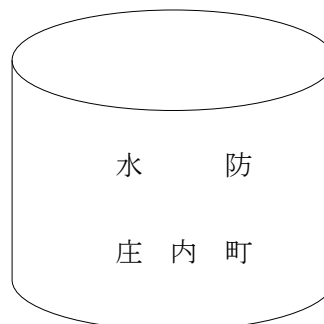
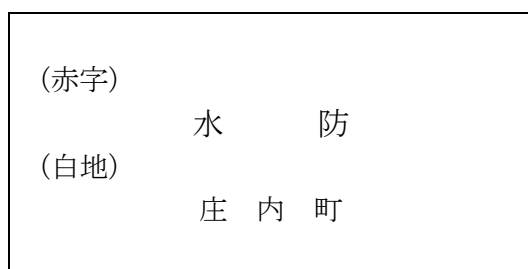
第	号
立 入 検 査 証	
所 属 職 氏 名 生年月日	
水防法第49条の規定に基づく職員であることを証明する。	
年 月 日交付	
庄内町長 <span style="float: right;">⑩</span>	

裏 面

<p>水防法第49条（資料の提出及び立入）</p> <p>都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認められるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員、若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。</p> <p>2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>水防法第54条</p> <p>下記の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。</p> <p>一、二、省略</p> <p>三、第49条の規定による資料を提出せず若しくは虚偽の資料を提出し、又は規定による立入を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>
---

#### (4) 腕章

水防要員は、指導のため現場におもむくときは、下記の腕章をつけるものとする。



### 第7節 輸送

水防管理団体は、水防資材、器具の輸送のため、トラック等の運搬具を整備し、必要に際し、緊急輸送に当たらせるものとし、管内の輸送経路についてあらかじめ水防支部と協定しておくものとする。

緊急のため、運搬車両の不足を生じ、やむを得ない場合は、官民を問わずあらゆる輸送機関をこれに優先協力させるものとし、この場合、警察署長及び陸運事務所長に連絡応援を求めるものとする。

### 第8節 水防作業

#### (1) 要旨

洪水時において堤防に異常の起こる時期は洪水継続時間にもよるが、おおむね水位の最大るとき又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の3/4位に減水したときが最も危険）ことから洪水が最盛期を過ぎても警戒を厳にしなければならない。

#### (2) 工法

水防工法は、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその附近で入手しやすい工法を選定するが、当初施工の工法で成果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々に行い極力防止に努めなければならない。

#### (3) 水防用資材器具及び運搬具

水防用資材器具及び運搬具は原則として水防管理団体において整備するものとし、県は側面的に援助をなすものとする。（法第41条及び44条の2）

### 第9節 公用負担（法第28条）

(1) 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は、水防の現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。（法第28条）

(2) 上記の権限を行使するものは、水防管理者又は消防機関の長であって、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、次のような証明書を携行し、必要に応じてこれを提示しなければならない。



公用負担命令権限書 職名	右の者庄内町の区域に おける水防法第二十一条 第一項の権限を委任した ことを証する。
年 月 日 庄内町長	

番号 年 月 日 庄内町長 殿	目的物 種類員数 使用収容 負担の内容 処分等
--------------------------	-------------------------------------

- (3) 公用負担を命ずる権限を行使する際は、上記のような命令票を目的物の所有管理者、又はこれに準ずべき者に手渡ししてこれをなすものとする。
- (4) 水防管理団体は、法第28条第1項の規定により、損失を受けた者に対し時価により、その損失を補償するものとする。

## 第10節 避難

### (1) 避難のための立退きの指示

洪水により激しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認められる区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができるが、その指示を行う場合は、庄内警察署長にその旨を通知するものとする。

### (2) 避難所の設定

水害（洪水）時の避難所は、庄内町地域防災計画で定める広域避難所を基本とし、最上川及び京田川の洪水時避難所・避難集落については別に定めるが、一部集落のみを避難対象とする場合は、一刻を争う状況であり、さらに避難所開設による教育活動等への影響を回避するため、比較的柔軟に開設できる地区・学区公民館へ避難先を変更する集落もあり得る。

なお、広域避難所の一部施設は浸水域に所在しているため、避難所設定においてはそのことを考慮し、施設の2階、3階のみの利用とする。（但し、浸水深0.5m未満は考慮しない。）

### (3) 避難所の開設、運営等

町は、避難準備情報及び避難指示発令時に避難所を開設するものとし、開設要員及び連絡方法等を庄内町地域防災計画に定めるものとする。

ただし、交通の遮断により本町災害対策本部要員が避難所まで辿り着けない場合等、何らかの理由により避難所を開設できない場合や、避難所未指定地域において避難が必要となった場合は、要避難地域の行政区長に対して避難所の開設を依頼するものとする。

### (4) 避難の周知

避難に関する情報は、防災行政無線、町広報車による広報、自治会連絡網等を活用した電話連絡など最も迅速かつ確実な方法をもって伝達する。

また、避難指示の伝達については、前記の方法に加え、水防第4信号をもって伝達する。

水防管理者はあらかじめ避難先及びその経路などを定め、地域住民に周知を図るものとする。

## 第11節 決壊・漏水等の通報及び災害発生時の処理

- (1) 水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。（法第25条）
- (2) 堤防、溜池、樋門又は角落し等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者及び消防機関の長等は出来る限り被害の増大を防止するよう努めなければならない。（法第26条）
- (3) この場合、水防管理者は直ちに次の処置をとるものとする。
  - ① 居住者に対し、立退き指示（第4信号）避難誘導等。
  - ② 水防支部、酒田河川国道事務所、隣接水防管理団体並びに警察署に急報する。

## 第12節 水防解除

- (1) 水防管理者は、水位が警戒水位を下回り、水防活動の必要を認めないと判断したときは、水防解除を命ずる。
- (2) 水防管理者は、水防解除を命じたときは、直ちに水防支部に連絡するとともにこれを一般に周知するものとする。

## 第13節 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

## 第14節 水防報告

水防団が出動して水防作業を行った場合は、その状況を水防管理者に報告するものとする。

## 第15節 水防訓練

町は、毎年出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

## 第9章 協力及び応援

### (1) 地元民の応援

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防のため止むを得ない必要がある時は該当水防管理団体の区域に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（法第24条）

### (2) 警察官の応援

水防管理者は水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。（法第22条）

### (3) 他の水防管理団体の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は他の水防管理者又は市町村長もしくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者はでき得る限り、その求めに応じ応援に派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。（法第23条）

### (4) 協定

あらかじめ応援を求める水防管理団体は法第23条の規定により応援が円滑、迅速に遂行できるよう協定しておくものとする。

### (5) 指導

水防支部長、消防機関の長、警察署長は管轄区域内の水防管理団体と密接な連絡を図り必要があると認めるときは各々部下を派遣して水防団（消防団）の配置、警域、資材の管理支給、輸送及び作業の方法等の応援、指導を行なうものとする。

### (6) 自衛隊の応援

知事は「災害派遣に関する山形県知事と陸上自衛隊第6師団長との協定書」に基づき自衛隊の出動を要請するものとする。

### (7) 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。（河川法第22条の3 関連）

- ① 水防管理団体に対して、河川に関する情報（水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの画像、ヘリ巡視の画像）の提供
- ② 重要水防箇所の合同点検の実施
- ③ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ④ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- ⑤ 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- ⑥ 水防活動の記録（大臣管理区間における河川巡視等による状況記録）及び広報

## 第10章 重要水防箇所

### 第1節 河川関係重要水防箇所評定基準

#### (1) 山形県

種 別	水防上最も重要な区間 (A)	水防上重要な区間 (B)	要注意区間
堤防高 (流下能力)	計画高水流量相当 (※1) 規模の洪水の水位 (高潮区間の堤防にあつては計画高潮位) が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量相当 (※1) 規模の洪水の水位 (高潮区間の堤防にあつては計画高潮位) と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	河道内の堆積土砂、樹木等による流下能力不足の箇所。
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満 (※2) の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上 (※2) 2) 確保されている箇所。	
法崩れすべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生する恐れのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	過去に漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で漏水が発生する恐れがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固等が洗掘を受け、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危機に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量相当規模の洪水の水位 (高潮区間の堤防にあつては計画高潮位) 以下となる箇所。 (※3)	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量相当規模の洪水の水位 (高潮区間の堤防にあつては計画高潮位) との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。 (※3)	

新堤防・ 破堤跡・ 旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

(※1) 計画高水流量相当とは、既往洪水流量（年1～2回程度）規模の洪水や河川整備計画上の計画高水流量規模の洪水等に相当する流量を指す。

(※2) 計画の改修断面が設定されていない区間については、上下流の堤防断面を比較対象とする。

(※3) 未改修区間における要改築構造物や河川管理施設等構造令に適合していない橋梁等について、上下流の状況から明らかに桁下高等が不足しているものは対象とする。

(2) 国土交通省（※案）

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・ すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・ 洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	

	策が未施工の箇所。波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。		
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作部の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本境に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸間			陸間が設置されている箇所。

資料 1

町内の水防庫及び備蓄資器材

水防庫設置場所	備 蓄 資 器 材
(1) カートソレイユ最上川事務所1F (庄内町連枝字新割3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペンチ</li> <li>・鎌</li> <li>・ノコギリ</li> <li>・ナタ</li> <li>・掛矢</li> <li>・鉄製ハンマー</li> <li>・スコップ</li> <li>・ツルハシ</li> <li>・一輪車</li> <li>・土のう袋</li> <li>・ビニールシート</li> <li>・縄、ロープ</li> <li>・杉丸太</li> <li>・木杭</li> <li>・竹</li> <li>・鋼杭</li> <li>・塩ビ管</li> <li>・鉄線</li> </ul>
(2) 庄内町コミュニティ防災センター1F (庄内町狩川字楯下97-1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペンチ</li> <li>・鎌</li> <li>・ノコギリ</li> <li>・ナタ</li> <li>・チェーンソー</li> <li>・掛矢</li> <li>・鉄製ハンマー</li> <li>・スコップ</li> <li>・ツルハシ</li> <li>・一輪車</li> <li>・金槌</li> <li>・鍬</li> <li>・土のう袋、緊急土のう袋</li> <li>・ビニールシート</li> <li>・縄、ハイクレロープ</li> <li>・杉丸太</li> <li>・木杭</li> <li>・竹</li> <li>・鋼杭</li> <li>・塩ビ管</li> <li>・鉄線</li> </ul>
(3) 荒宿消防班消防ポンプ車庫後ろ (庄内町清川字花崎46-2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土のう袋</li> <li>・鋼杭</li> <li>・鉄製ハンマー</li> </ul>